

地域と繋がる。

災害時

避難行動要支援者制度

避難の手助けが必要な人へ



避難に支援が必要な人の個人情報を、避難支援者（自治会、民生委員・児童委員、消防・警察）に提供し、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てる制度です。

制度を利用できる人

※①と②に該当する人

① 下記のうち、自力または家族等だけでは避難できない人

※施設や病院に入所・入院している人は対象になりません。

- ・高齢者等（75歳以上で構成された世帯）
- ・身体障がいのある人（身体障害者手帳2級以上）
- ・精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・その他支援がなければ避難に不安がある方（難病患者、小児慢性特定疾病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など）
- ・要介護認定者（要介護3以上）
- ・知的障がいのある人（療育手帳A）

② 地域の人へ個人情報を提供することに同意する人

※ 避難の支援は、地域の人による任意の協力で、支援を保証するものではありません。

※ 地域の人と「顔見知り」になるよう、地域の活動や防災訓練に、積極的に参加してください。

避難支援を必要とする方を地域全体で支援するための制度です。
自力または家族等だけでは避難が難しいため、地域の避難支援を必要とする方のみお申込みください。

注意事項

- ① 個人情報、災害時の避難支援活動のほか、防災訓練など日頃の防災活動にも活用します。
- ② 状況等を確認するために自治会や民生委員など地域の支援者がお宅を訪問することがあります。
- ③ 災害時の避難支援が必ず保証されるものではありません。
- ④ 施設への入所や家族との同居が始まることにより、避難支援が必要なくなった場合や転居など名簿情報に変更が生じた場合には、『浜松市災害時避難行動要支援者名簿」登録内容変更届出書』または『浜松市災害時避難行動要支援者名簿」登録内容抹消届出書』を必ず提出してください。

※市が施設入所等の転居などを把握し、名簿の適切な管理と運用に必要と判断した場合、登録内容を抹消（職権抹消）することがあります。

お願い

- ① 災害時に実効性のある避難支援を地域で行うためには、日ごろから地域との顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。地域の活動へは積極的に参加するよう心掛けましょう。
- ② 基本的に、避難支援者は避難行動を支援する専門職ではなく、地域の住民です。災害時に、いきなり避難支援を実施することは非常に難しいため、事前の準備として、地域で行われる防災訓練などには可能な限り参加しましょう。参加が難しいようであれば、防災訓練を実施している自治会や自主防災隊に相談してみましょう。
- ③ 自治会など地域の支援者から訪問を受けた場合には、車いすを押してほしいなど、避難に必要な支援をお伝えしましょう。
- ④ 災害発生時には誰が被災して動けなくなるか分かりません。避難支援者の方が被災して支援に來られなくなることもあります。このような状況の中で生き残るために、家具の固定や非常食等の備蓄、避難経路の確認など、自分にできる備えを日頃から確認しておきましょう。



問い合わせ先

対象	障がいのある人	乳幼児	高齢者 要介護認定者	難病患者 妊産婦
担当課	福祉事業所			健康づくり センター
	社会福祉課	児童家庭課 社会福祉課	長寿支援課 長寿保険課	
中央区役所内	457-2057	457-2035 (児童家庭)	457-2062 (長寿支援)	457-2891
東行政センター内	424-0176	424-0175 (児童家庭)	424-0186 (長寿支援)	424-0125
西行政センター内	597-1159	597-1157 (児童家庭)	597-1164 (長寿支援)	597-1120
南行政センター内	425-1485	425-1463 (児童家庭)	425-1542 (長寿支援)	425-1590
浜名区役所内	585-1697	585-1121 (社会福祉)	585-1123 (長寿保険)	585-1171
北行政センター内	523-2898	523-2893 (社会福祉)	523-1144 (長寿保険)	523-3121
天竜区役所内	922-0024	922-0023 (社会福祉)	922-0130 (長寿保険)	925-3142